

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の活用

		特に注意する内容	留意点
基礎編	1 虐待とは	1 虐待の種類 (P1) <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待 </div>	・多くの事例はいくつかの虐待が複合
	2 虐待が及ぼす子供への影響	3 学校、教職員等の役割 (P3) ① 虐待の早期発見 ② 市町村（虐待対応担当課）や児童相談所への通告 ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力 ④ 虐待防止のための子供等への教育	・学校は関係機関の役割や専門性を念頭に置いて役割を果たす
	3 学校、教職員等の役割	4 教育委員会等設置者の役割 (P4~P6) ① 関係機関との連携の強化等のための体制整備 ② 研修の充実 ③ 相談体制の充実、広報・啓発活動 ④ 虐待予防等に関する調査研究、検証 ⑤ 虐待を受けた幼児児童生徒に対する必要な措置	・当該事案のその後の経過について学校と共有 ・要保護児童対策地域協議会への参画や学校からの相談に対応
	4 教育委員会等設置者の役割		

		特に注意する内容	留意点
対応編 1	1 通告までの流れ	1 相談体制の充実 (P7) 子供や保護者による早い段階からの SOS が未然防止、早期発見、早期対応につながる	・複数の相談窓口を教室等に掲示 ・校内研修の充実
	2 通告の判断に当たって	1 チームとしての対応 (P17) 管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応が大事	・教員等は直ちに管理職に相談・報告
	3 通告の仕方	1 早期対応 (P17) 「疑い」の段階からの早期対応、速やかな通告が重要	・児童相談所等は迅速な対応を求めている
	性的虐待について	2 通告の判断のポイント (P21) ① <u>確証がなくても通告すること</u> ② <u>虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること</u> ③ <u>保護者との関係よりも子供の安全を優先すること</u> ④ <u>通告は守秘義務違反に当たらないこと</u>	・児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されない

		特に注意する内容	留意点
対応編 2	1 通告後の対応 2 要保護児童等への対応	1 通告後の対応 (P27) 児童相談所や市町村（虐待対応担当課）等から「安全確認」や「情報収集」に係る個別の協力要請がくることもあり、学校として協力することが重要	・普段と変わったことがないか、注意深く見守っていくとともに不自然な点があれば相談

		特に注意する内容	留意点
対応編 3	1 虐待を受けた子供への関わり 2 保護者への対応 3 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ	2 保護者への対応 (P34~P35) ① チームで保護者の要求や相談の内容を共有 ② 「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校は毅然とした対応をすることともに、複数の教職員で対応 ③ 教職員、教育委員会等は通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであっても漏らしてはいけない	・児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たらない